

岸和田市農業委員会
第12回（令和6年6月）総会議事録

- 1 日時 令和6年6月7日（金） 午後1時30分～午後2時15分
- 2 場所 桜台市民センター 3階 講座室4
- 3 議案（その1）
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の要請について
 - 議案第4号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第6号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
 - 議案第7号 引き続き認定都市農地貸付けを行っている旨の証明について
- 4 議案（その2）
 - 報告第1号 専決処分の報告について
（専決処分第1号）小作地の相続の確認について
 - （専決処分第2号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
 - （専決処分第3号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
 - （専決処分第4号）生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 5 議案（その3）
 - 議案第8号 令和5年度事業報告について
 - 議案第9号 令和6年度事業計画の策定について

6 出席委員 12名(定数13名)

委員	1番	谷口 敏信	委員	2番	藤原 一郎
//	3番	楠本 忠雄	//	4番	米本 巧
//	5番	大嶋 浩一	//	6番	原 世志之
//	7番	南 加代子	//	8番	塚本 敏雄
//	9番	久禮 広一郎	//	10番	西川 徳良
//	11番	坂田 正行	//	12番	今本 一成
//	13番	西村 孝昭	//	14番	東 昭夫

出席推進委員 12名(定数12名)

推進委員	1番	小山 藤夫	推進委員	2番	松林 茂
//	3番	永野 六博	//	4番	黒川 晴之
//	5番	藪 清仁	//	6番	川阪 清秋
//	7番	深井 正清	//	8番	植田 善三
//	9番	植田 功	//	10番	上野 仁
//	11番	田中 唯夫	//	12番	田川 隆司

7 欠席委員

南 加代子委員

8 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、伊勢主査

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは、総会に先立ち、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。農業委員 13 名の内 12 名、推進委員 12 名の内 12 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。したがって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申し上げます。2 番 藤原 一郎委員、3 番 楠本 忠雄委員 をお願い申し上げます。それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 それでは、議案第 1 号につきまして、ご説明致します。議案書（その 1）1 ページをお願い致します。本件は、農地法第 3 条の規定による農地の所有権移転が 1 ページ・2 ページの一覧表のとおり 4 件です。事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件の全てを満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告、願います。まず、議案第 1 号 1 番の農地について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告、願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第 1 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。本件に関しまして、さる 6 月 3 日、いずみの農協東葛城支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 続いて、議案第 1 号 2 番・3 番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第 1 号 2 番・3 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。本件に関しまして、さる 6 月 6 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 続いて、議案第1号4番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第1号4番の農地に対する審議の結果を報告いたします。本件に関しまして、さる6月5日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第1号について原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決しました。次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第2号についてご説明致します。議案書（その1）3ページをお願い致します。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は3ページ、4ページの一覧表のとおり5件でございます。1番から5番の設定する利用権は所有権移転で、移転日は令和6年6月28日です。事前に行われた山直上地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、妥当であるとの報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第2号1番から5番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第2号1番から5番の農地に対する審議の結果を報告いたします。本件に関しまして、さる6月6日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 山直上地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案2号について原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決定することに決しました。次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第3号についてご説明致します。議案書（その1）5ページをお願い致します。本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸し付申出書及び農地の借り受希望者から農地借り受申出書が提出され、大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。設定する利用権ですが、5ページ、6ページの一覧表のとおり7件で、1番から4番の設定する利用権は賃借権で、5番から7番の設定する利用権は使用貸借権で、期間はどちらも令和6年8月1日から令和11年7月31日まででございます。事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告、願います。まず、議案第3号1番から4番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第3号1番から4番の農地に対する審議の結果を報告いたします。本件に関しまして、さる6月4日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 続いて、議案第3号5番から7番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第3号5番から7番の農地に対する審議の結果を報告いたします。本件に関しまして、さる6月6日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号は原案のとおり要請することに決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり一般社団法人みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決しました。次に、議案第4号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第4号についてご説明致します。議案書（その1）7ページをお願い致します。本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者証明が、一覧表のとおり1件でございます。事前に行われた山直下地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第4号1番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第4号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。本件に関しまして、さる6月5日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 山直下地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第4号は原案のとおり証明することに決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり証明することに決しました。次に、議案第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題と致します。この議案は〇〇委員に係る案件が含まれるので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づき、〇〇委員は議事に参与することができません。議案の内容は、事務局から説明致します。

【〇〇委員の名札をふせる】

事務局 議案第 5 号についてご説明致します。議案書（その 1）8 ページをお願い致します。本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、8 ページから 10 ページ一覧表のとおり 14 件でございます。事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告、願います。まず、議案第 5 号 1 番のうち、土生郷地区に対する農地及び、2 番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 5 号 1 番のうち、土生郷地区に対する農地及び 2 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。本件に関しまして、さる 6 月 4 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 続いて、議案第 5 号 1 番のうち、南掃守地区に対する農地、及び 11 番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第 5 号 1 番のうち、南掃守地区に対する農地、及び 11 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。本件に関しまして、さる 6 月 5 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 続いて、議案第 5 号 3 番から 10 番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告、願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第 5 号 3 番から 10 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。本件に関しまして、さる 6 月 3 日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 続いて、議案第 5 号 12 番から 14 番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第 5 号 12 番から 14 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。本件に関しまして、さる 6 月 5 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 5 号は原案のとおり証明することに決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は原案のとおり証明することに決しました。〇〇委員に係る議案を含む審議が終了しましたので、〇〇委員は議事に参与していただきます。

【〇〇委員の名札を戻す】

次に、議案第 6 号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第 6 号につきましてご説明致します。議案書（その 1）の 11 ページをお願い致します。本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている、すなわち、相続税納税猶予を受けているものが適用農地で、引き続き農業経営基盤強化促進法に基づく特定貸付けを行っている旨の証明が、11 ページのとおり 1 件でございます。なお、貸借の期間は平成 30 年 7 月 1 日から平成 40 年 6 月 30 日までとしておりますが、これは告示文と同じ貸借期間を記載したためでございます。事前に行われた南掃守地区協議会の会議において、現地調査等、内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備しております。以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 6 号 1 番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第 6 号 1 番の農地について、審議の結果を報告いたします。本件に関しまして、さる 6 月 5 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 南掃守地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 6 号は原案のとおり証明するものと決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり証明するものとして決しました。次に、議案第7号「引き続き認定都市農地貸付けを行っている旨の証明について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第7号についてご説明致します。

議案書（その1）12ページをお願い致します。

本件は、租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けている、すなわち、相続税納税猶予を受けている者が適用農地で、引き続き認定都市農地の貸付けを行っている旨の証明が、12ページの一覧表のとおり1件でございます。

事前に行われた南掃守地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、証明することについて妥当であると判断しております。以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第7号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。本件に関しまして、さる6月5日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 南掃守地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第7号は原案のとおり証明するものと決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり証明するものと決しました。次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。報告第1号「専決処分の報告」を一括して報告致します。報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案書（その2）報告第1号についてご説明致します。議案書（その2）1ページをお願い致します。本件は、岸和田市農業委員会に関する規定第19条の規定により、専決処分を行なった内容で、前回の報告以降、令和6年5月20日までの報告となります。2ページをお願い致します。専決処分第1号「小作地の相続の確認について」は、「小作事項の整備に関する要綱」第8条の規定による小作地の相続届出で、2ページの一覧表のとおり、1件でございます。3ページをお願いします。専決処分第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」は、5月1日から5月10日までに、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内におけ

る、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされ、令和6年5月15日に専決処分を行なった内容で、4ページの一覧表のとおり、1件でございます。5ページをお願いします。専決処分第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」は、4月21日から4月30日までに、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内における農地転用の届出がなされ、令和6年5月6日に専決処分を行なった内容で、6ページの一覧表のとおり、1件でございます。次に、5月1日から5月10日までに、同様の届出がなされ、令和6年5月15日に専決処分を行なった内容は、7ページの一覧表のとおり、1件でございます。8ページをお願いします。専決処分第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明で、8ページの一覧表のとおり1件でございます。以上、専決処分報告第1号から第4号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。よって会長が専決処分いたしましたものであります。以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。次に、議案書（その3）その他の議案の審議に移ります。議案第8号「令和5年度事業報告について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第8号につきましてご説明致します。議案書（その3）1ページをお願い致します。本報告書は、農業委員会等に関する法律施行規則第15条に基づき、公表するものです。別冊の、令和5年度事業報告書をご覧下さい。表紙裏面の目次をお願い致します。報告内容は、「事業報告」と「令和5年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況 その他事務の公表」となります。それでは、主な内容についてご説明致します。1ページをお願い致します。事業報告の内容は、15項目で、「1 総会等の開催」では、会議名称と開催日時を記載しております。その下、「2 農地の利用調整」では、主に2つの法令事務に関する内容を記載しております。2ページをお願い致します。「4 地域計画の策定」では、策定に向けた支援内容を記載しております。3ページをお願い致します。「5 農地の集約化等」では、大阪府みどり公社に農地利用集積計画を定める要請等の件数を記載しております。その下、「6 相続税・贈与税納税猶予」では、主に事務手続きを行なった件数を記載しております。4ページをお願い致します。「7 農地の有効利用と無断転用の防止と是正」では、農地パトロール等の活動内容を記載しております。5ページをお願い致します。「11 情報宣伝活動」では、岸和田市農業委員会だよりの配布内容を記載しております。その下、「12 指導相談活動」では、毎月、委員より提出頂いている活動記録簿を集計した、1,895件の内容を記載しております。6ページをお願い致します。「14 研修」では、委員の研修内容を、7ページに事務局職員が参加した研修内容を記載しております。7ページ下段、

「15 岸和田市農業まつり」では、農業相談コーナーの内容を記載しております。8 ページをお願い致します。「令和5年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況 その他事務の公表」の内容は、3 項目で、「1 農業委員会の状況」については、記載のとおりです。9 ページをお願い致します。「2 最適化活動の実施状況」では、3つの成果目標に関する「現状及び課題」、「目標と実績」及び、「農業委員会の点検結果」を9 ページから 11 ページに記載しております。11 ページをお願い致します。中ほどに、活動目標に関する3つの内容等を記載しております。推進委員等の点検・評価結果については、全員の方が、「目標に対して期待どおりの成果が得られた」という結果になっております。13 ページは、「事務の実施状況」です。その他の内容については、記載のとおりです。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第8号は原案のとおり決定するものと決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり決定するものと決しました。次に、議案第9号「令和6年度事業計画の策定について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第9号につきましてご説明致します。議案書（その3）2ページをお願い致します。本計画書は、令和5年度の事業報告等を踏まえ、令和6年度の事業計画を策定するものです。別冊の、令和6年度 事業計画書をご覧ください。表紙の後にある目次をお願い致します。計画書の構成は、「1 基本方針」、「2 事業計画」、「3 令和6年度最適化活動の目標の設定等」となります。「2 事業計画」の内容は、農地関係に係る内容が12項目、農政関係に係る内容が7項目、会議に係る内容が5項目となっております。「3 令和6年度最適化活動の目標の設定等」の内容は、2項目となっております。なお、この内容については、事務手続きの関係上、前回の総会にて、ご説明させて頂き、既に大阪府へ提出していることをご報告申し上げます。それでは、主な内容についてご説明致します。2ページをお願い致します。「1 事業計画 農地関係」となります。「(1) 農地の利用調整」では、申請の審査にあたっての留意点を記載しております。3ページをお願い致します。(2)～(4)については、特定農地貸付法に関する内容を記載しております。4ページをお願い致します。「(6) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」では、遊休農地の割合25%未満を維持すること、農地利用集積目標を集積面積割49%程度とすること、新規参入目標を毎年1経営体とすること等を達成するための方策を記載しております。5ページをお願い致します。「(7) 地域計画策定への支援」では、今年度内に策定がなされるよう、農業委員会としての支援内容を記載しております。その下、「(8) 無断転用の防止と是正」では、未然防止の啓

発活動や無断転用事案に対する方策等を記載しております。7 ページをお願い致します。「2 事業計画 農政関係」となります。「(1) 意見の提出及び諮問の答申」では、法令事務化された内容を記載しております。「(3) 情報宣伝活動」では、農家に提供する主な活動内容を記載しております。「(4) 指導相談活動」では、委員の日常指導相談活動のほか、3 つの取組みを記載しております。8 ページをお願い致します。「(6) 研修」では、委員ならびに事務局職員が参加する研修内容を記載しております。その下、「(7) 岸和田市農業まつりへの参加」では、情報宣伝・指導相談活動として位置づけ、都市農業の啓発に努める旨を記載しております。9 ページをお願い致します。「3 会議」については、記載のとおりです。10 ページをお願い致します。「3 令和6年度最適化活動の目標の設定等」につきましては、10 ページから12 ページに記載しておりますが、前回の総会にて概要をご説明しておりますので、割愛させていただきます。その他の内容については、記載のとおりです。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第9号は原案のとおり決定するものと決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり決定するものと決しました。以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

委員 なし

議長 特段ないようですので、これで第12回総会の議事を終了いたします。

令和6年6月7日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 藤 原 一 郎

委 員 楠 本 忠 雄